

総務委員会会議録

日時 令和3年3月2日（火） 開会時間 午前9時59分
閉会時間 午後1時43分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 猪股 尚彦
副委員長 杉原 清仁
委員 皆川 巖 白壁 賢一 山田 一功 水岸富美男
卯月 政人 志村 直毅 飯島 修 藤本 好彦

説明のため出席した者

知事政策局長 渡邊 和彦 政策企画グループ政策参事 斉藤 由美
政策調査グループ政策調査監 植村 武彦
広聴広報グループ戦略広報監 三科 隆人
疾病対策推進グループ政策参事 佐野 満 国際戦略グループ国際戦略監 雨宮 学
秘書グループ管理監 武井 紀人
県民生活部長 丹澤 尚人
県民生活部理事（グリーン・ゾーン推進課長事務取扱） 落合 直樹
県民生活部次長（県民生活総務課長事務取扱） 井上 泰子
北富士演習場対策課長 伴野 直明 統計調査課長 小林 司
県民安全協働課長 望月 英二 私学・科学振興課長 小林 洋一
スポーツ振興局長 赤岡 重人
スポーツ振興局次長（オリンピック・パラリンピック推進課長事務取扱） 草間 聖一
スポーツ振興課長 安藤 明範
リニア交通局長 三井 孝夫
リニア交通局次長 大野 健 リニア未来創造・推進課長 石寺 淳一
交通政策課長 藤原 鉄也 地域創生・人口対策課長 有泉 公彦

公安委員会委員 石川 恵 警察本部長 大窪 雅彦 警務部長 大泉 雅昭
警備部長 窪田 圭一 交通部長 功刀 康友 刑事部長 清水 順治
生活安全部長 荒居 敏也 会計課長 進藤 明 首席監察官 比留間 一弥
警察学校長 加々美 誠 警務部参事官 川口 守弘 警備部参事官 大森 伸
交通部参事官 井上 久 刑事部参事官 瀬戸 良広 理事 吉田 一成
総務室長 天野 英知 監察課長 堀内 徹 警備第二課長 三浦 昇
教養課長 姫野 賢司 捜査第二課長 今橋 敦 交通規制課長 内藤 智
捜査第一課長 大森 勇人 交通指導課長 齋藤 武彦 地域課長 清水 高博
組織犯罪対策課長 五味 雄二 生活安全捜査課長 小林 英樹
少年・女性安全対策課長 所 紀久男 厚生課長 山村 和之
通信指令課長 赤池 久人 運転免許課長 和田 弘記

総務部長 市川 康雄 総務部理事 渡邊 雅人
総務部理事（次長事務取扱）小澤 浩
総務部次長（人事課長事務取扱） 染谷 光一
総務部次長（財政課長事務取扱） 井上 弘之 職員厚生課長 柴田 克己
税務課長 村松 茂樹 財産管理課長 丸山 正雄 資産活用室長 小澤 浩

行政経営管理課長 保坂 一郎 市町村課長 古屋 登士匡
 情報政策課長 土屋 隆
 防災局長 末木 憲生 富士山火山防災監（火山防災対策室長事務取扱） 関 尚史
 防災危機管理課長 小澤 清孝 消防保安課長 丸茂 敏樹
 会計管理者 平賀 太裕 出納局次長（会計課長事務取扱） 今井 幸一
 管理課長 柳原 明裕 工事検査課長 牧野 和憲
 県議会事務局次長（総務課長事務取扱） 高野 雄司
 人事委員会事務局長 奥秋 浩幸 人事委員会事務局次長 下條 勝
 代表監査委員 小島 徹 監査委員事務局長 神宮司 易
 監査委員事務局次長 広瀬 ひとみ

議題（付託案件）

- 第 38 号 山梨県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例制定の件
- 第 40 号 山梨県警察組織条例中改正の件
- 第 41 号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正
- 第 43 号 令和2年度山梨県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 44 号 令和2年度山梨県市町村振興資金特別会計補正予算
- 第 45 号 令和2年度山梨県県税証紙特別会計補正予算
- 第 46 号 令和2年度山梨県集中管理特別会計補正予算
- 第 47 号 令和2年度山梨県公債管理特別会計補正予算
- 第 55 号 指定管理者の指定の件
- 承第 1 号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款
- 承第 2 号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款

審査の結果 付託案件の第38号、第40号、第55号については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。その他付託案件については、明3月3日に審査することとした。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、知事政策局・スポーツ振興局・県民生活部・リニア交通局、警察本部、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前9時59分から午前10時51分まで知事政策局・スポーツ振興局・県民生活部・リニア交通局関係の審査を行い、休憩をはさみ、次に、午前11時4分から午前11時22分まで警察本部関係の審査を行い、休憩をはさみ、午後0時59分から午後1時43分まで総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行い、資料要求により審査が停止したことから、執行部からの資料提出を受け、明3月3日に再開することとした。

主な質疑等 知事政策局、スポーツ振興局、県民生活部、リニア交通局関係

※第 38 号 山梨県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例
制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 55 号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 41 号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第一項歳入歳出予算
の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及
び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務
委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係
のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

(PHR利活用検討費について)

志村委員 知2ページのPHR利活用検討費については、今回、会議が開けなくなかったこと、それから、国の方針が明らかにならなかったということで全額減額ということですが、これは、今後引き続いて検討されていくという理解でよろしいでしょうか。

斉藤政策企画グループ政策参事 継続して審議をさせていただきたいと思っております。ただ来年度のいつかというのは、今、新型コロナ対応をやっており、また、国の方針も明らかではないということもございますので、この案件につきましては、継続して行いますけれども、しかるべき時が来たところで、予算計上をさせていただきたいと思っております。

志村委員 承知しました。この補正が計上された時にも質疑をさせていただいたかと思うんですけども、アプリをできるだけ多くの方に活用していただけるような形で開発を検討していくということが、本当に大事だと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

（わくわく地方生活実現事業費について）

次に、わくわく地方生活実現事業費の関係で、81件の見込みに対して、年度末までに8件ということですが、感染症の影響等も想定されるんですけども、これだけ少なかったという要因の分析と、それから、今後どのように対応を考えていくかというところをお聞かせください。

有泉地域創生・人口対策課長 この制度設計は、令和元年度から国で始めたわけですが、非常に要件が厳しいということがございました。それから、一般の方への周知があまり進んでいないということもございました。ということで、本県でもホームページや雑誌、相談窓口等で一生懸命周知をしているところでございます。

8件という見込みですが、全国的に見ますと、実は山梨県は多いほうになっておりまして、相変わらず全国的には低調でございます。国で制度要件の緩和をされるということを知っており、そういったことを考えながら、令和3年度に向けて取り組みを進めてまいりたいと思っております。

（リニア見学センター管理運営費について）

白壁委員 リニア見学センターについて聞きたいんですけど、当初は指定管理ということで、管理運営費を支給していたが、入りが多かったのが0円になった。コロナでお客さんが少ないということですが、こういったところに3,152万8千円、それと債務負担行為で7,566万6千円をプラスするということは、元に戻して、指定管理的な管理費用として出すというとらえ方でいいのかな。

石寺リニア未来創造・推進課長 委員御指摘の通り、リニア見学センターにつきましては、この委託契約期間中、指定管理料をゼロということで、1年目、2年目をやってまいりました。本年度、2年目として今までやってまいりましたなかで、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、入館者数が減りました。そういった中で、もう一度適正な入館者数、収入を計算し、また、費用等を落とし、必要な部分につきましては、指定管理料としてお願いするものでございます。

白壁委員 せっかくこうやって管理運営費系統のとらえ方を変えていくということであれば、新たなとらえ方を。例えば、貸主が県で、借主が事業者である場合、事業者が委託管理ではなく、借りているということになると、モラトリアムが利くんだよね。モラトリアムとは、賃借料云々のというのがあり、これがコロナの地方創生臨時交付金の中で利く。だから、とらえ方によっては、地方分権一括法以降は、直営か指定管理しかないから、今までと同じように指定管理で。見直しの中で、これを賃借料として設定することが可能になると、モラトリアムが利くということの研究してみたらどうか。せっかく、ここで考え方を変えて、事業計画も見直しながらと言っているなら、指定管理制度からちょっと外れるとらえ方にはなるんだけど、研究してみたらどうか。そうすると、地方創生臨時交付金が使え。一般の民間は使っているじゃない。これと同じとらえ方が考えられる可能性があるということ。だから、ちょっと研究してみたいね。今の、この形はしょうがないから、努力してお客さんをふやしてもらって、委託費を少しでも減らしてもらいたい。ちょっと、そこでウィズダムを効かせてもらいたい。ぜひ考えていただいて、検討するでもいいから、ちょっと答えて。

石寺リニア未来創造・推進課長 委員の御指摘・御意見につきまして、研究させていただいた

と思います。また、今回は委託料を払いますけれども、収益が生じた場合につきましても、その半分を県に納付するという規定につきまして、従前通りのままになっておりますので、来年度以降も引き続き、積極的な誘客活動を行い、県へ納付できるような形について、また努力してまいりたいと考えております。

（予算総括表について）

志村委員

総括表のところでお聞きしたいのですが、3部局ありますけど、一番額が大きいところで知事政策局にお聞きします。知1ページの総括表の部分で、給与費分が1億1千万円の増額になっているんですが、この辺をどう理解したらいいのか。ここは、どのぐらいのボリュームで、例えば何人とかですね、どういう増額なのか、御説明をお願いします。

斉藤政策企画グループ政策参事 内訳でございますけれども、一般職の職員人数103名。当初は96名で要求させていただきましたけれども、そのうち知事政策局、疾病対策等で人の入り繰りがありまして、2月には103名という人数になっております。それに係る給料、手当につきまして、この金額になっているところでございます。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 警察本部関係

※第 40 号 山梨県警察組織条例中改正の件

質疑

（警察署の名称変更について）

白壁委員

名称について、参事官が細かく詳しく御説明いただきましてありがとうございます。ここまで詳しく説明というのはめったにないと感じているんですけど、新聞紙上なんかで、政治的圧力があつたんじゃないとか、いろんなことが言われております。普通ここまで詳しくしないんですよ。署名が上がってきて、それを精査して、熟慮に熟慮を重ねたということなんですけど、そういった中で、政治的圧力は、あつたのでしょうか、なかつたのでしょうか、感じたかどうかを教えてください。

川口警務部参事官 私の方から、政治的圧力について、この場で申し上げる立場にはございませんが、県警察といたしましては、これまで名称決定の手続きに従いまして、組織内で厳正に、また、熟慮を重ねて、決定をしたものでございますので、ぜひ、この点で御理解をいただきたいと思っております。

飯島委員

先ほど川口参事官から丁寧な説明を受けて、6月ごろ、韮崎のほうから1万余の署名があつて、それを真摯に受けとめて、議論に議論を重ねたということであつて、今回、議会に提出されたということでもあります。賛成反対は別にしまして、常日頃から県警の皆さんは、真摯に、本当に真面目に働いており、心から敬意を表します。一方、私の感覚だと、白壁委員と繋がる場所がありまして、この案件は、前の議会に出されるのかなと。先ほど申し上げたとおり、6月の署名もあつて、真摯に議論されたと説明がありましたけど、そのあと9月議会も11月議会もある中で、常日頃から、スピーディーで、決定の早い県警ということを知ると、どうしたのかなという考えが正直否めない。その辺で、私としてみると、条例の提案は遅きにしたりのかなと。一方で、県民の中には、何をしているんだ、早くしろという御意見もあるんですけど、どうしてこんなに丁寧に議論したのかというのが疑問の一つですが、いかがでしょうか。

川口警務部参事官 警察署は、管内住民の皆さんの御協力のもとで警察行政を進めております。そうした中で、これまで長きにわたって韮崎警察署という名称で、地元の方々に愛着を持たれてきた警察署の名称を変更するに際しましては、新しい警察署となる甲斐市民の方はもちろん、韮崎市民の方々の心情にも十分配慮いたしました。また、名称は、この先長く残るものですので、しっかりと検討を加える必要があるといったことで、これまでに長期間にわたって熟慮を重ねてまいりました。さらに、そうした市民の方々の動き、いろいろな行動を見まして、我々としても、当然のことながら、そうした思いに思いをはせて、しっかりと検討する必要があると考えまして、この期間となったものでございますので、どうか御理解をお願いいたします

飯島委員

丁寧に真摯な議論をしたというのはよく理解できました。決定に至るに、例えば、韮崎市、甲斐市という意見が半分ずつあつたのか。私は11月の時点で甲斐市として行くんじゃないのかなと。私の個人的感覚ですよ。そう本部でも決まって、大多数がそうじゃないのに、どうして提出できないんだという疑問

があった。その時点で、県警本部の中で半分ずつぐらいの議論があったという理解でいいんですか。

川口警務部参事官 詳細な検討の中身について、ここでは差し控えますけれども、当然、検討に必要な期間として考えておりました、部内でも、そういった決定について、再度熟慮すべきという意見もありまして、ここまで議論を重ねてきました。従って、この時期になったというのは、我々としては熟慮を重ねた結果でありますので、どうか御理解をお願いいたします。

飯島委員 責めているわけではなくて、白壁委員からもサジェストがありましたけど、県警本部としては、これからも県警本部としての筋を通して、真摯にやっていただきたい。もちろん、真摯にやっているのは認識していますが。私たち県民は、そういう県警を望んでいるし、いろんな意味での圧力に負けないでやっていただきたいという、要望というかエールを送らせていただきます。よろしくお願いします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 総務部、防災局、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係

※承第 1 号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款

質疑 なし

討論 なし

※承第 2 号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款

質疑 なし

討論 なし

※第 41 号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

志村委員 まず、総5ページ、一般会計予算総括表のところ、最初に説明がありました総務管理費の給与費分のところの増額補正について、これはどういう内容なのでしょう。詳細をお願いします。

染谷総務部次長 給与費の補正につきましては、当初予算計上時、つまり、令和元年10月1日現在の現員現給で見積もった年間所要額に対しまして、令和2年10月1日現在の現員現給で見積もった職員給与費の年間所要額を比較いたしまして、その過不足を補正するものでございます。

志村委員 令和元年10月1日現在での見積もり時の人数と、それから、令和2年10月1日現在での現員現給での人数を両方教えてください。

染谷総務部次長 総務管理費につきましては、当初予算時に見積もっている人数につきましては130名でございます。補正予算、つまり今回ですね、令和2年10月1日現在、現員現給で見積もった人数につきましては131名でございます。

志村委員 そうすると、1人ふえて、4, 200万円ふえたというわけじゃないですよ。この増額の内容は、どういうことですか。

染谷総務部次長 人数的には1名増ということですが、その内訳を細かく見ると、例えば、一般職員であった人が、実際には管理職という形での配置になったりしておりますので、職層の変更もございます。その他の要因といたしましては、イメージで申し訳ございませんけれども、職員の採用につきましては、退職補充を原則に行っておりまして、退職者の分を新しく採用するというのを、いつも想定してございます。その際に、当初予算の積算をする際に、退職予定者と新規採用者の給与を比べた場合に、退職予定者の給与のほうが高く、新しく採用する方の給与は低いということになりますので、その分を、当初予算を計上する際にあらかじめ調整するというような作業をしております。昨年度の当初予算作成時に見込んでいた退職者予定者と新規採用者の想定数と、今年度10月1日になったときに現員現給で積算したときの数が、かなり乖離していたということございまして、その分を調整するものでございます。

志村委員 私の理解力不足なのかもしれませんが、昨年度と一昨年度の2月定例会で行う補正の同じ箇所を参考までに見ましたら、いずれも減額補正をしていて、今回の4, 200万円以上の増額というのは、今の説明を聞いてもわからないんですけど、他に何か理由はないんですか。

染谷総務部次長 私の説明不足で申し訳ございません。簡単にイメージを説明しますと、退職を予定する方の給与が、例えば1, 000万円あったとしまして、その方が退職した後に採用される方の給与は、新採になりますので、例えば500万円だといいますと、同じ人数でも、500万円だけ不要になるという形になります。それが、例えば10人ぐらいの新陳代謝を予定していたとすると、5, 000万円ぐらい本当はいらなくなる予定なんですね。そうすると、単に積算をただけだと、その分ちょっと余分になるということで、昨年度の当初予算計上時に、その分を調整していたという形になります。それが今回、新たに現員現給で見積もったところ、総務部の総務管理費に割り当てられた職員で計算すると、そこまでの新陳代謝はなかったということでございます。

志村委員 内容的な、細かいところはわからないんですけど。2款の総務費、1項の総務管理費というところでは、先の県有地の調査特別委員会で説明等があった、6, 600万円を足立弁護士に検証を委託する流用というのが、傍聴していた時の答弁だと、確か、ここから出して流用したという記憶があるんですけども、その部分が、ここに反映されているということじゃないんですか。

染谷総務部次長 職員給与費につきましては、義務的経費であることから、しっかりと年間所要額を人数で比べて積算してございまして、その過不足のみを今回補正するというのでございますので、今回、流用分につきましては考慮してございません。

志村委員 流用部分が考慮されていないことは、ここの数字を見るだけでは、私たちにわからないんです。調査特別委員会で説明は、ここから目間流用で6, 600万円を執行したという説明だったかと思うんですけど。総務管理費の給与費のところは充てられているという理解をしていたんですけど、そうじゃないんですか。

染谷総務部次長 先ほど来申し上げているとおり、職員給与費につきましては義務的経費であることから、万が一不足が生じては困るということでございまして、積算に当たりましては現員現給による年間所要額の推定を行ったうえ、増額または減額という補正を行ってございますので、流用の数字に関しましては、ここには考慮されてないということでございます。

志村委員 説明を聞いてもわからないので、総務管理費の中でいくつか目節があって、本来であれば、検証委員会に委託する費用については補正を組んで訟務費で出すということになると思うんですけど、そういう対応をされればよかったんじゃないかなと思っています。それが、この総務管理費の中で流用されたと回答していただいているので、それがわかる資料を要求したいと思います。

これよりも細かい資料で、所要額の調書や見積書という、予算を作るのに職員の方々が作っている資料があると思いますので、それを提出していただいて、この総務委員会の総務管理費に関わることで、それを参考にさせていただかないと、ちょっとそこを確認したいので、委員長、資料要求をお願いします。

猪股委員長 委員各位に申し上げます。ただいま志村委員から要求がありました資料につきまして、委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

猪股委員長 執行部に申し上げます。ただいま志村委員から要求のありました資料につきましては、至急作成の上、提出願います。よろしく願います。

志村委員 総務管理費の中で、ここに直接出てこないとなると、委託料の部分を、これ以上お聞きできなくなってしまいます。これについて時間をいただきたいんですけど、委員長の方でお取り計らいいただけるでしょうか。

猪股委員長 各委員に申し上げます。本日の審査はこれまでとして、明3月3日、県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員会終了後、委員会を再開し、総務部、防災局、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係の審査を行います。

本日はこれをもって総務委員会を閉会いたします。

以 上

総務委員長 猪股 尚彦